

見 積 合 せ の 心 得

(非課税対象金額を含む場合)

1 見積書記載金額

落札決定にあたっては、見積書に記載された金額のうち、非課税対象金額を除いた金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、見積合せ参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から非課税対象金額を除いた金額の110分の100に相当する金額に非課税対象金額を加算した金額を見積書に記載すること。

2 見積書記載事項等

見積書には、次のことを記載しなければならない。

- (1) 見積合せ年月日
- (2) 頭書きに「見積書」である旨記載
- (3) 見積金額
- (4) 見積合せ件名（工事名・業務名）
- (5) あて名（一般財団法人 岩手県建築住宅センター 理事長 とする。）
- (6) 見積合せ参加者住所・氏名（委任された者が見積合せを行う場合は、委任者住所氏名、受任者氏名、頭書きに「代理人」と記載する。）

3 見積合せ等

- (1) 見積合せ参加者は、代理人に見積合せをさせるときは、その委任状を持参させなければならない。
- (2) 郵送による見積合せの場合、見積書は見積日の前日までに必着することとし、委任状は不要とする。
- (3) 再度見積合せを行う場合の見積合せ参加者は、当該見積合せを辞退する者を除き、最初の見積合せにおける見積合せ参加者のみとする。

4 見積合せの無効

次の各号のいずれかに該当する見積合せは無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する見積合せ
- (2) 見積合せに参加する資格を有しない者のした見積合せ
- (3) 委任状を持参しない代理人のした見積合せ
- (4) 記名押印をしていない見積合せ
- (5) 金額を訂正した見積合せ
- (6) 誤字、脱字等により必要事項が確認できない見積合せ
- (7) 明らかに連合によると認められる見積合せ
- (8) 同一委託事業の見積合せについて他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の見積合せ
- (9) 現場説明のある場合は、現場説明に参加しない者のした見積合せ
- (10) その他見積合せに関する条件に違反した見積合せ

5 落札者の決定

- (1) 見積合せを行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって見積合せした者を落札者とする。
- (2) 見積合せ執行回数は、定めない。ただし、郵送の場合は3回を上限とする。
- (3) 落札者となるべき同価格の見積合せをした者が2人以上あるときは、直ちに、当該見積合せをした者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該見積合せをした者のうち、くじを引かない者があるとき、または郵送による見積合せの場合は、これに代わって見積事務に関係のない職員にくじを引かせる。

6 見積合せの辞退

- (1) 指名を受けた者は、見積合せ執行の完了に至るまでは、いつでも見積合せを辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、見積合せを辞退するときは、次のア又はイに掲げるところにより申し出なければならない。
 - ア 見積合せ執行前にあつては、見積合せ辞退届を契約担当者に直接持参、又は郵送（見積合せ日の前日までに到着するものに限る。）すること。
 - イ 見積合せ執行中にあつては、見積合せ辞退届又はその旨を明記した見積書を、見積合せを執行する職員に直接提出すること。
- (3) 見積合せを辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない

7 公正な見積合せの確保

- (1) 見積合せ参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行なってはならない。
- (2) 見積合せ参加者は、見積に当たっては、競争を制限する目的で他の見積合せ参加者と見積価格又は見積合せ意思についていかなる相談も行なわず、独自に見積価格を定めなければならない。
- (3) 見積合せ参加者は、落札者の決定前に、他の見積合せ参加者に対して見積合せ価格を意図的に開示してはならない。
- (4) 見積合せ参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、見積合せを公正に執行することができないと認められるときは、当該見積合せ参加者を見積合せに参加させず、又は見積合せの執行を延期し、若しくは取りやめることがある。
- (5) 見積合せ辞退者が多数生じ、見積合せの趣旨が失われると認められる場合には、見積合せを取りやめることがある。